

北九州市立大学

# 外国語学部紀要

---

第 157 号

2023年 12月

---

## 目 次

【論文】

明代北辺兵站と華北綿業

… 山 本 進 … 1

北九州市立大学

# BULLETIN

FACULTY OF FOREIGN STUDIES  
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU

---

No. 157

December 2023

---

## CONTENTS

### 〈Articles〉

The Logistics of the Northern Front Lines and the Cotton Industry  
in the North China in the Ming Dynasty ... Susumu Yamamoto ... 1

THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU

Kitakyushu, Japan

# 明代北辺兵站と華北綿業

山 本 進

はじめに

明の太祖朱元璋は元朝勢力を漠北に駆逐し、中原に漢族王朝を再建した。しかしモンゴル人はその後も絶えず中原「恢復」の機会を窺い、南侵を繰り返した。そのため明朝は万里の長城を修復し、北辺に膨大な数の守備軍を常駐させねばならなかった。北辺防衛は明朝財政を長期間圧迫し続けた。

北辺軍士に対する食糧や衣料など生活資料の供給体制については、夙に奥山憲夫が詳細な研究を行っている。そこで得られた発見の一つが、土木の変を境として軍士の俸給が生活必需品の直接支給から鈔や銀など貨幣での代替支給に変化した事象であった<sup>(1)</sup>。次いで寺田隆信は商業史の視角から北辺兵站問題を考察し、綿花や綿布が北辺軍士に防寒着の原料として支給されたり、あるいは月糧の代替品として折給されたりしたこと、その多くが商人によって転運されたこと、彼ら布商が販運した綿布の大部分は江南産綿布であったことなどを検証した<sup>(2)</sup>。筆者もまた遼東の兵站に関する諸論考で、米糧・綿花・綿布支給の貨幣化と、それに伴う山東—遼東間の所謂「登遼海運」の衰退について言及した<sup>(3)</sup>。

確かに、北辺へ軍需物資を直接輸送するのではなく、貨幣支給に切り換えれば、兵站到掛かる負担は減少するだろう。但しそれを可能ならしめるには、北辺に一定の市場が形成されており、また内地から北辺へ物資を売

りに来る商人が存在することが前提条件となる。ところが当時の史料から北辺商業の発達水準や、内地—北辺間における商品流通の展開を実証するのは不可能に近い。また明実録には、政府が北辺に軍需物資を供給したことに触れた記載が散見されるが、その物資がどこで生産されたのかについては、ほとんど言及されていない。唯一の例外は遼東の兵站基地が山東であったことである。但し北京官庫から山海関を経て遼東に綿布が送られた事例も多く見られ、その場合生産地は江南であり、大運河を経て北京に輸送されたものと考えられる。冬季に北西の季節風が吹く北辺で衛戍軍士が纏っていた戦衣が華北産であったのか、それとも江南産であったのか、そんな簡単な疑問さえ解決されていないのが現状である。

本稿ではまず明実録の北辺関連史料から綿布など軍需品の発送元が特定できる記載を抜き出し、ごく大まかな兵站体系について概観する。次にかつて北村敬直が発見した河南省孟県の綿布に関する史料を手掛かりに、明代の華北綿業について再検討する。なお本稿では綿花・綿布・冬衣などの綿製品を考察対象とし、糧秣・牛馬・兵器などの供給問題は取り扱わない。

## 第1章 北辺衛所と華北布政司

明初洪武帝は全国に衛所を設置したが、北辺には遼東・宣府・大同・甘肅・寧夏などモンゴル勢力に対峙する拠点の衛所が置かれた。遼東の兵站は山東、宣府は北平、大同は山西、甘肅・寧夏は陝西の承宣布政使司（布政司）がこれを担当した。但しこの時期には都指揮使司（都司）や麾下の各衛所と布政司との関係は固定的なものではなく、概ね最も近い官庫から必需物資を送り出していたため、布政司と都司・衛所とが結びついているように見えるに過ぎない。従ってたとえば洪武22年（1389）、太祖洪武帝は山東・北平・山西・陝西の4布政司に命じて遼東へ綿布134万匹・綿花56

万斤を転運するよう命じている一方で<sup>(4)</sup>、洪武28年（1395）には済南府広儲・広豊両倉の穀物備蓄が過剰となり、戸部尚書郁新が同年の秋糧を綿布で折徴（代替徴取）すべしと進言したのに対し、洪武帝は、山東の民は遼東・山西・北平の軍需を提供しているとして、綿布での折徴を裁可したように<sup>(5)</sup>、遠隔の布政司官庫から物資を融通させる場合もあった。ちなみに洪武29年（1396）には北辺衛所と護衛儀衛司の軍校に冬布と綿花を支給せよとの詔が下されたが、山東布政司は北平都司に冬布60万匹・綿花34万斤を、また遼東都司に冬布55万匹・綿花20万斤を、山西布政司は山西都司に冬布50万匹・綿花15万斤を、河南布政司は陝西都司に冬布50万匹・綿花22万斤をそれぞれ送付した<sup>(6)</sup>。この史料から山東の木綿供給力の強さと、河南木綿の陝西への転運が読み取れる。

洪武年間、遼東へは専ら現物が転運され、貨幣が使用されることはなかったが<sup>(7)</sup>、その他の軍事拠点へは貨幣や布帛・茶などの輕齋物資（比較的軽量で付加価値の高い品物）が送られ、現地で穀物など相対的に重くて高張る物資と交換されていた。たとえば洪武3年（1370）河州衛指揮韋正は、民間の兵糧輸送負担を軽減するため、綿布の他に茶も西辺へ転運し、各衛の軍士に配給して、市場で穀物と交換させるべしと上言し、裁可された<sup>(8)</sup>。翌年には洪武帝自ら銀30万両・綿布10万匹を北平・山西に輸送し、近隣の郡県で米に替え、将士に支給せよと命じた<sup>(9)</sup>。これらの事実は、遼東とは異なり、華北諸省の北辺では穀物市場がある程度発達しており、政府は輕齋物資を転運して将兵に支給し、彼らに市場で食糧と交換させることが可能であったことを物語っている。特に韋正の茶転運要請は、現地での茶消費の高さを反映したものというよりは、モンゴル人との茶馬交易が前提となっているものと推測される。輕齋物資としては他に調味料の胡椒や染料の蘇木があり<sup>(10)</sup>、洪武年間より給賞（支給）されていた<sup>(11)</sup>。

銀や鈔などの貨幣を除き、輕齋手段として最も広範に使用された物品は

綿布や綿花であった。これらは厳寒期を北辺で過ごさねばならない軍士にとって必要不可欠な衣料原料であり、穀物と較べれば輸送に掛かる負担が相対的に低い。そこで華北では税糧の一部を綿布で折徴し、これを北辺軍需に充当した事例が実録に散見される。たとえば陝西では、夏税を綿布で折徴し、毎年軍士に支給する冬衣布花（冬服・綿布・綿花）に充てていたが、洪熙元年（1425）に虫害が蔓延して木綿の供給が困難となったため、同年6月陝西布政司は綿布1匹＝鈔15貫、綿花1斤＝鈔2貫と定められていた旧例比価を、本年に限り綿布1匹＝鈔50貫、綿花1斤＝鈔6貫に引き上げて支給すべしと上奏し、裁可された<sup>(12)</sup>。常年には綿布か鈔を給賞していたが、同年には鈔を割増支給したのである。また宣徳2年（1427）行在戸部は、陝西・山西・遼東の各都司は官員を河南・山東・山西の3布政司に派遣し、所属の衛所や護衛儀衛司の旗軍校尉に支給する冬布綿花を催徴運賜せよと上奏した<sup>(13)</sup>。華北諸省の間には綿花生産力に格差があり、生産量が少ない地域の都司は生産量の多い地域の布政司から不足分の布花の補給を受けていたことが読み取れる。

洪武年間には弾力的であった布政司と都司・衛所との関係は、その後固定化の度合いを深めていった。正統元年（1436）2月行在戸部は、河南の税糧は北京に起運しているが、折糧布だけは陝西の辺衛に転運し、軍士に給付していると上言しており<sup>(14)</sup>、同年5月には、通州・天津等衛の軍士の冬衣布花は京庫から支給するようになっているが、輸送負担を軽減するため、今後は山東などの布政司や北直隸の各府州県の夏税を綿花で折徴して各衛に転運し、収貯すべしと上奏し、裁可された<sup>(15)</sup>。更に同年6月には山西布政司が、宣府に起運すべき折糧綿布25万匹を転運が困難なために削減し、また本司が存留する賞賜用の冬衣綿布25万匹も人民が食糧難に喘ぎ停免が多いので、起運すべき綿布は全て本司に存留すべしと上奏し、戸部の審議を経て、起運宣府折糧綿布25万匹は15万匹を山西に存留し、また賞賜冬衣

綿布は万全都司へ起運すべき綿布の中から15万匹を存留して支給することになった<sup>(16)</sup>。このように既に正統初には税布を徴収する布政司と冬衣布花を需要する衛所とは概ね1対1に近い関係で結合されていたのである。

では布帛の種類や品質はどうであったか。宣徳7年（1432）陝西按察司僉事林時が、甘州諸衛の官軍に対する俸糧は蘭県と涼州衛の倉庫に収貯された西安等府の税糧より供給されているけれど、距離が遠く輸送が困難なため、半数を布絹で折徴すべしと上奏したのを受け、行在戸部が陝西辺衛折収米例の制定を上奏したのに対し、宣徳帝は行在戸部の原案通り米糧4割・布帛6割での徴収を認め、折色布は布絹絲綿折米の例に倣い、布帛1匹当たり大綿布は米6斗、小綿布は米4斗、大絹は米1石2斗、小絹は米7斗、大三梭布は米1石5斗、小三梭布は米7斗に相当すると定めた<sup>(17)</sup>。注目すべきは絹布や三梭綿布が高級品であり<sup>(18)</sup>、戦衣の縫製には適さないことである。これら高級布帛は食糧を購入するための輕齋手段として軍士に支給されたものと考えられる。正統2年（1437）に陝西辺衛や王府・軍衛の経費が膨脹したため、行在戸部が京庫に保管された闊綿布10万匹と生絹10万匹を陝西布政司の官庫に転運し備蓄するよう進言したのも<sup>(19)</sup>、やはり交換手段としての使用を前提とした措置であったと思われる。

ところで、陝西は山東・河南・北直隸・山西と較べ、北辺防衛線が長い割に農業生産力は低い。そこで華北では唯一辺衛を有しない河南から布帛の援助を受けていた。前述のように、正統元年には河南の折糧布が陝西の辺衛に転運されていたが、正統4年（1439）2月には河南府宜陽県が、同地を流れる洛水が氾濫したため、秋糧33,990余石の内3分の1を永楽年間の先例に倣い闊白綿布で折徴し、陝西布政司に転運して北辺防備に充てるべしと上奏し、裁可された<sup>(20)</sup>。同年8月には行在兵部右侍郎于謙も、河南の夏税60余万石の内3分の2を粟米1石につき闊綿布1匹で折徴し、陝西に転運して備辺に用いよと上奏し、裁可された<sup>(21)</sup>。正統6年（1441）8月にも宜陽

県と河南右参政孫原貞が相継いで水害と蝗害の発生を伝え、前者は秋糧の内3分の1を綿布で折徴して陝西布政司に送れと訴え、後者は税糧を小麦や布花で折徴し、同省西部州県については綿布で折徴して陝西の官庫に転運せよと訴え、ともに裁可された<sup>(22)</sup>。更に正統10年(1445)には、正統帝が陝西に近い河南所属州県に対し、存留糧の内16,500余石分を借撥し、また綿花16万余斤を折徴して陝西布政司に転運し、軍士に給賞せよと命じている<sup>(23)</sup>。

このように陝西布政司は河南から頻繁に布花の支援を受けていたが、木綿不足の問題は簡単には解決されなかった。たとえば正統7年(1442)甘肅軍務を兼任する都察院右僉都御史程富によると、旧制では守城軍のみ冬衣布花が支給され、屯軍(屯田兵)には支給されなかったが、只今陝西の屯軍が甘肅の備禦に動員されているのに、(屯軍であるが故に)布花が支給されていないので、守城事例に則り給付すべしと上奏し、正統帝は出し惜しみせず授与せよと命じている<sup>(24)</sup>。景泰6年(1455)2月戸部尚書張鳳らの上奏によると、今年陝西都司および行都司所属の衛所から軍士へ給賞すべき冬衣布花は綿布40万匹・綿花25万斤であるが、まず現在官庫に備蓄されているものを支給し、河南布政司の今年の税糧から綿布20万匹を折徴して陝西に転運して官庫を補填し、足らねば綿布1匹を鈔5錠に、綿花1斤を鈔2貫に折価して給賞すべしとある<sup>(25)</sup>。河南の布花は陝西の膨大な木綿需要を幾らかでも軽減する役割を担っていた。

陝西布政司の河南への依存は木綿に止まらなかった。成化・弘治年間に活躍した倪岳は「論西北備辺事宜疏」の中で「現在陝西の軍糧は皆山西・河南に依存している。当該3省は黄河に隣接し、三門・析津・龍門の難所があるものの、漢唐より水運が通じ、塩船や木筏が遅滞なく往来している。河南の米豆は潼関衛(陝西)および陝州(河南)に舟運すべきだ」と述べている<sup>(26)</sup>。このように商人は古くから黄河の水運を利用して塩などを販売



しており、倪岳は河南の米豆を陝西に舟運することを企図していた。そうすれば陝西の軍士は官の配給米のみに依存することなく、河南産の米豆を綿布で購入することも可能となったであろう。

以上のように、万里の長城や柳城辺牆に近い都司や衛所に配置された北辺軍士には概ね毎年冬衣や布花が支給されていたが、その供給源は華北諸省であった。遼東や宣府へは大運河経由で北京に集荷された江南産綿布も転運されていたかもしれない。大同へは山西産布花で間に合っていた。ところが陝西・甘肅・寧夏へは陝西布政司が徴収した布花だけではならず、河南布政司からたびたび布花を借撥していた。

## 第2章 華北綿布の特徴

明代華北は遼東や長城一帯を衛戍する軍士に支給する冬衣布花の供給源として綿業が発達しており、明政府は夏税の折徴などの方法を駆使して各布政司より辺衛へ布花を供給させていた。綿業の発達で繁栄した地域の一つが、明清時代に河南省懷慶府に属し、県南に黄河が流れる交通の要衝であった孟県である。乾隆『孟県志』巻4上、田賦、物産には

衣服は綿花が、物貨は白布がある。……思うに昔は布毎に幅1尺2寸・長さ3丈8尺以上とされ、皆官府が杖杆で長さを計り、規格通りに織ると、初めて布面に「官機白布」と大書され、民間の交易に供されたので、決して疑惑を持たれなかった。それ故孟布は名を馳せ、陝甘より辺牆一帯まで遠方の商人が雲集し、毎日城鎮や市集では綿布の取買が特に多かった。

と記されており、また民国『孟県志』巻8、社会、工業には

孟県の梭布は、昔はたいそう広範に売られ、遠くは陝西や甘肅へ運ばれていた。孟布は軍隊用の天幕に好んで用いられた。なぜなら孟布は

緻密で、雨を防ぐことができたからである。ただあまり精巧なものではなかった。

と述べられている<sup>(27)</sup>。両史料はともに孟県産の綿布がかつては陝西や甘肅に販売されていたと証言しており、前章での考察を裏付けている。

乾隆志の記述によれば、その昔即ち明代には官府が規格を定め、商品を検査し、合格品のみ市場に出すことを許したので、市場での信用が高まり、陝甘一带からも商人が買い付けに来たとある。この布は乾隆志では白布、民国志では梭布と呼ばれている。注目すべきは民国志の後半部分で、孟布は北辺の風雨を遮断する堅牢性を備えていたが、滑らかさや美しさの点では見劣りしたという部分である。つまりここで白布や梭布と呼ばれている孟布は、確かに横幅が広く縦糸の本数も官の規準を満たしている良質品であるが、蘇松地方で製織される三梭布のような薄手でしなやかなものではなく、軍士の防寒着や天幕に用いられる厚手でごわごわした製品であったと推測される。

ところで白布と名乗るからには、孟布は生成りの白色綿布であったと思われる。恐らく相対的に色の白い綿糸を選択して織り上げた綿布か、あるいは未染色の綿布の意であろう。たとえば永楽20年（1422）8月に戸部尚書郭資が永楽17年から19年の全国の実徴税数を報告した際、白二（三の誤記と思われる）梭布の名を挙げているし<sup>(28)</sup>、宣徳4年（1429）鎮守甘肅太監王安は彩色三梭布10万匹を甘肅に転運し馬を買えと請うている<sup>(29)</sup>。前者を未染色三梭布、後者を染色三梭布と捉えれば、辻褄が合う。ただ実録には白布が単独で用いられる事例がほとんどないので、白布の具体的な特徴や、価値の高さを判断することはできない。

弘治14年（1501）都察院都御史彭礼は「近頃旨を奉じ、太倉州が上供用の洗白布6,000匹を織造したが、臣らが思うに、この州は新設されたばかりで、また税糧や徭役が過重であり、一旦この役が賦課されると、小民の告訴が

止まないだろう。そこで酌量して処置を講じ、(洗白布は)官費にて織り上げ、今後は有司に明詔して(同地の織造役を)停止されんことを請い願う」と上奏しているが<sup>(30)</sup>、この洗白布は上供されていることから上質の布であったと思われる。苧麻布である可能性も残るが、土地柄から考えて恐らく綿布であろう。洗白とは漂白の意かも知れない。

明代綿布の品質で最も重視されたのは横幅が充分広いこと、すなわち闊布であることであった。幅が狭かったり、縦糸の本数が不足したりするのは短窄布と呼ばれた。たとえば正統2年(1437)山東左参政王哲は「登州府は毎年遼東都司に綿布を転運し、軍士に給賜しているが、収受の官員に至ると、殊更に紕薄短窄だと称し、転運の人に賠償を強要する。このため破産する者が多い」と訴え、遼東都司から委官を派遣し、布政司の委官と合同で登州府に赴き、規準に達したものを転運せよと上奏して、裁可された<sup>(31)</sup>。紕薄とは糸が節くれ立ち薄いこと、短窄とは横幅が狭いことを意味する。北村も「恐らくこういう短窄布は、官機布で作る上質の衣類(晴れ衣)とは別に、日常の労働衣、下着、その他衣類以外の雑布に利用される布として、日常の売買用に出回っていたのではないかと思われる」と想定している<sup>(32)</sup>。

闊布は宣徳年間から明実録に登場する。宣徳5年(1430)9月行在戸部は、山東で官塩の備蓄が増大しているため、今後は塩課1引につき闊綿布1匹の割合で折徴し、登州府の官庫に転運すべしと上奏しており、同年宣徳帝は戸部に対し、宣徳3年以前の未納糧税を鈔と布絹で折徴することを協議せよと命じた<sup>(33)</sup>。同年閏12月、戸部は3割を闊布で、3割を闊絹で、4割を鈔で折納させる案を提示したが、宣徳帝は幅広の綿布や絹布が入手困難であることを危惧し、民間の常用綿布で折納すべしと返答した<sup>(34)</sup>。宣徳7年(1432)5月には成国公朱勇が、永楽年間の先例に倣い、本年9月から12月の間に限り、宣府等衛所の軍士月糧の半数を闊布で折給し、捻出した米穀を万全都

司所属の懷来・永寧・隆慶左右の衛所旗軍で家族がいる者の月糧に転用せよと上奏し、裁可された<sup>(35)</sup>。

正統年間に至ると、河南から陝西へ闊布が転運された事例が散見されるようになる。正統2年（1437）行在戸部は、京庫に保管された闊綿布10万匹と生絹10万匹を陝西布政司の官庫に転運せよと提言し、裁可された<sup>(36)</sup>。また正統3年（1438）には河南府が、連年の水害で存留米未納分の徴収が困難となったため、闊布で折納させ、陝西布政司に転運して辺軍の需用に充てよと提言し<sup>(37)</sup>、翌正統4年には河南府宜陽県が、毎年洛水が氾濫して人民の食糧が欠乏しているので、秋糧の3分の1を闊白綿布で折徴し、陝西布政司に転運して備辺に充てよと上奏し、何れも裁可された<sup>(38)</sup>。

河南や陝西以外でも闊布は折徴された。正統4年（1439）山西省太原府平定州は、今年は旱魃が深刻なので、原籍に戻って復業した独身の逃散者190余戸の税糧は闊布で折徴し、復業できない765戸の税糧は停免すべしと上奏し、裁可された<sup>(39)</sup>。また山東省済南府の各州県は連年の災害で徴収が完了していない夏税を布鈔で代納させたいと上奏し、戸部の議論に従い小麦1石2斗を闊白綿布1匹で折徴することが認可された<sup>(40)</sup>。

ところで、闊布の中で最高級品に相当するのは、闊白三梭布すなわち横幅が広く色白の三梭布であった。前章で述べたように、宣徳7年（1432）2月陝西按察司僉事林時が、俸糧の半数を布絹で折給するよう上奏し、行在戸部は穀物4分・布帛6分の割合で折給し、後者は1匹当たりの米穀額を大綿布6斗、小綿布4斗、大絹1石2斗、小絹7斗、大三梭布1石5斗、小三梭布7斗とすべしと上奏し、裁可された<sup>(41)</sup>。これによると大三梭布は大絹よりも高価値とされ、小三梭布や小絹は大三梭布や大絹の約半額とされている。三梭布が絹布と同等の高級品であったこと、綿布であれ絹布であれ闊布が尊ばれ、狭布の2倍程度の価値を有したことが読み取れる。また同年6月蘇州府知府況鍾は、最近工部が闊白三梭布800匹を徴収したが、浙江布

政司所轄の11府には100匹しか攤派せず、蘇州1府にだけ700匹を攤派したので、これでは分担額が不均等であると抗議し、今後は税糧額や戸口数に比例して割り当てるべしと提起して、裁可された<sup>(42)</sup>。ここから三梭布は江浙地方、就中蘇州府で製織されていたことが窺える。更に天順2年（1458）秦惠王朱公錫は、藩王宮中や下人（女官や宦官）が用いる紗羅・綢緞・三梭布・夏布は現地で製織できないので、人を蘇杭に派遣し買い付けたいと上奏し、裁可された<sup>(43)</sup>。

景泰元年（1450）には、従来笞刑や杖刑の代償として鈔を納付させていたが、鈔法が行われなくなったため、戸科給事中李錫の請に従い、今後は布帛で代納させるよう改変されたが、1匹当たりの鈔価は羅緞800貫、綾紗300貫、大絹100貫、小絹・三梭布30貫、大綿布20貫、小綿布8貫であった<sup>(44)</sup>。綿布の中では三梭布が最も高価で、小絹と同等の価値を持つと見なされたようである。景泰5年（1454）7月には8月分の文武官僚の俸給を絹から甲字庫所儲の三梭布で振替支給しているが、比価は絹1匹＝三梭布1匹であった<sup>(45)</sup>。この記事からも三梭布の価値の高さが知られる。なお甲字庫に収貯された闊白三梭布は従来後宮の宦官や女官への給賞に用いられていた<sup>(46)</sup>。正統5年（1440）には水害を被った松江府華亭・上海両県に対し、正統帝は大三梭布59,732匹を免徴し、中等三梭布2万匹は毎匹米糧2石で折徴し、その他の税糧は闊白綿布で折徴させた<sup>(47)</sup>。ここでも三梭布が一般の闊白綿布より貴重であったことが窺われる。

15世紀後期から中国で銀経済が進展すると、税糧自体が折銀化され始め、賦税の銀納化が進展した。たとえば成化10年（1474）、戸部は山東省登州・萊州2府の夏税の折鈔分を他の4府の事例と同様に折銀して北京に輸送し、遼東へ転運して備蓄することを奏請し<sup>(48)</sup>、成化20年（1484）には右副都御史鄭時が、陝西の成化19年以前の未納税糧を、起運分は毎石銀3錢で、存留分は毎石銀2錢5分か闊布1匹で折徴すべしと上奏し、裁可された<sup>(49)</sup>。ま

た弘治3年（1490）には戸部の請により太倉銀5万両を陝西辺軍に給付し、冬衣布花と月糧の代価とさせた<sup>(50)</sup>。このように15世紀末頃から国家による軍士への冬衣布花の直接支給は徐々に廃れ、乾隆と民国の両『孟県志』に「かつて陝甘地方から商人が孟布を買いに来た」と記されているように、商人が華北綿布を流通させる状態に転換していったのであろう。

以上のように、明代綿布の中で最も上質とされたものは江南の蘇松地方でのみ製織が可能であった三梭布であった。しかし華北など蘇松以外の地域で製織された綿布は三梭布ほどの交換価値を有しなかった。同質の綿布では闊布すなわち幅広の綿布が良品とされ、横幅が狭い短窄布は三梭布であれ普通の綿布であれ、闊布の半額程度の交換価値しか持たなかった。闊布はまた闊白綿布や闊白三梭布のように白布のみが官庫に収納され、また官庫から支出された。白布は生地がより白い綿布か無染色の綿布を意味するものと思われ、政府は綿布を白布で徴収した。従って白色であること自体に何か特別の付加価値があったとは思えない。

政府による辺境軍士への花布支給は15世紀末頃から次第に銀支給へと転換した。これにより北辺の気候に適した孟布のような綿布は、広範な市場を持つようになった。しかし明清鼎革後モンゴルの脅威が消滅すると、もはや北辺に膨大な軍隊を駐留させる必要はなくなった。これに伴い孟県に代表される華北の綿織物業は衰退し、華北は江南向け原料綿花の供給源となった<sup>(51)</sup>。

おわりに

明代北辺衛戍軍士に支給された綿花・綿布・冬衣の多くは華北から供給されていた。中でも陝西布政司はしばしば河南綿布を借撥していた。河南や山東を始め華北各省から徴収された綿布は官の規格を満たした横幅の広

い闊布であり、蘇松で製織された闊白三梭布より商品価値は低いが、緻密堅牢で風雨を通し難く、軍用品である天幕や戦衣を製造するのに使用された。これら冬衣布花は布政司より各衛に分配され、軍士個人に給賞されていたが、15世紀後期より次第に折銀化された。その背景には銀経済の辺境への浸透があったものと考えられる。以上が本稿の結論である。

綿布が商品化され各地で販売されるようになると、産地間で競争が発生するであろう。闊白三梭布は寒冷地以外では絹織物に匹敵する高級品であったが、孟布に代表される厚手の綿布は衣料用には適さず、北辺の軍需が消滅した清代になると市場を喪失したものと思われる。清代松江府で製織された綿布は全国に移出された一方で、華北綿布は販路を失って自給用に転落し、更に綿花の一部は江南へ販売された。やがて18世紀頃から直隸南部と山東北西部にまたがる地域でも移入代替綿業が勃興し、粗布を山西・直隸北部・奉天など最周縁へ移出するようになった<sup>(52)</sup>。

## 明代北辺兵站と華北綿業

註

- (1) 奥山憲夫『明代軍政史研究』汲古書院, 2003年, 262-263頁。
- (2) 寺田隆信『山西商人の研究』東洋史研究会, 1972年, 181-183、190-192頁。
- (3) 拙稿「明代遼東兵站考」北九州市立大学『外国語学部紀要』155号, 2022年、同「明代遼東の鈔と銀」北九州市立大学『外国語学部紀要』156号, 2023年。なお登遼海運に関する専論としては陳曉珊「明代登遼海道の興廢与遼東辺疆経略」『文史』2010年1輯がある。
- (4) 『大明太祖実録』卷195, 洪武22年正月乙未  
命山東・北平・山西・陝西四布政使司。運綿布一百三十四万匹・綿花五十六万斤。赴遼東。給賜軍士。
- (5) 同右, 卷241, 洪武28年9月丙申  
戸部尚書郁新言。山東濟南府広儲・広豊二倉糧七十五万七千石有奇。……其今年秋糧。宜折綿布。以備給賜。上曰。山東之民。供給遼東・山西・北平軍需。宜免之。
- (6) 同右, 卷244, 洪武29年2月庚子。
- (7) 前註(3) 拙稿。
- (8) 『大明太祖実録』卷56, 洪武3年9月甲寅  
河州衛指揮韋正言。西辺軍糧。民間輻輸甚勞。而綿布及茶。可以易粟。今綿布以輓運將至。乞併運茶。給各衛軍士。令其自相貿易。庶省西民之勞。詔。從其言。
- (9) 同右, 卷67, 洪武4年8月癸巳  
上以北平・山西餽運之艱。命以白金三十万両・綿布十万匹。就附近郡県易米。以給將士。
- (10) 『大明英宗実録』卷126, 正統10年2月癸亥、同右, 卷187, 景泰元年正月癸卯、『大明憲宗実録』卷57, 成化4年8月乙巳など。
- (11) 前註(1) 奥山, 168-170頁。
- (12) 『大明宣宗実録』卷2, 洪熙元年6月辛酉



陝西布政司奏。諸衛軍士。歲給冬衣布花。皆於夏稅內。折收分給。催徵已久。未給尚多。蓋緣今歲民間。春夏少雨。虫蠶害稼。民食艱難。猝難措辦。旧例每布一疋。折鈔十五貫。綿花一斤。折鈔二貫。今欲於官錢內。每布一疋。折与鈔五十貫。綿花一斤。折与鈔六貫。庶幾少紓民急。而軍士得用。上謂尚書夏原吉曰。軍民皆可憫。旧未給者。且准折鈔後。当如例給布花。

(13) 同右, 卷25, 宣德2年2月癸亥

行在戶部奏。北京行都督府及大寧·陝西·山西·遼東都司所屬衛所及護衛儀衛司旗軍校尉今年應賜冬布·綿花。除在近者。至期遣官給賜。其陝西·山西·遼東等處。宜先遣人。往河南·山東·山西三布政司。催徵運賜。上曰。辺地早寒。其選能幹官速往。庶幾軍士得濟。

(14) 『大明英宗實錄』卷14, 正統元年2月戊戌

行在戶部言。河南稅糧。已運給京師。其折糧布。亦運赴陝西辺衛。給賞軍士。

(15) 同右, 卷17, 正統元年5月己巳

行在戶部奏。通州·天津等衛軍士冬衣布花。俱於京庫闕領。回衛給散。往復人難。宜將山東等布政司·直隸府州縣運到夏稅等項。折徵綿花。量撥各衛收貯。以備賞賜。庶得軍民兩利。從之。

(16) 同右, 卷18, 正統元年6月丙申

山西布政司奏。起運宣府折糧綿布二十五万匹。跋[涉]遠險。載運艱難。請量減之。又本司該存留賞賜冬衣綿布二十五万匹內。因人民艱食。停免數多。請將起運布匹。俱存本司。奏下行在戶部議。起運宣府折糧綿布。宜聽存留十五万匹。賞賜冬衣綿布。宜於起運万全都司綿布內。存留十五万匹支給。從之。

(17) 『大明宣宗實錄』卷87, 宣德7年2月庚戌

行在戶部奏。陝西辺衛折收米例。時陝西按察司僉事林時言。甘州諸衛。官軍俸糧。皆于蘭泉·涼州衛二倉。收西安等府稅糧供給。有司因其路遠。止徵布絹。就近糴米上倉。每石有徵布七八匹至十匹者。而納米之費。實不過三四匹。余皆為糴運之人所侵。……上命行在戶部議。請從所言。每十分。徵本色四分·折色六分。

## 明代北辺兵站と華北綿業

其布絹絲綿折米之例。每匹大綿布六斗・小綿布四斗・大絹一石二斗・小絹七斗・大三梭布一石五斗・小三梭布七斗。其布絹務皆堅密。每斤生絲一石・綿一石・綿花絨二斗。從之。

(18) 絹はもちろん、三梭布と呼ばれる綿布も高級品であった。西嶋定生は三梭布について「元代沙岡・車墩の間に産出せられた幅三尺余の細密なること紬のごとき棉布であつた」「天子の御衣としても使用されていた」と述べている。西嶋『中国経済史研究』東京大学出版会、1966年、841-842頁。

(19) 『大明英宗実録』卷34, 正統2年9月丙午

行在戸部言。陝西辺衛。軍馬数多。王府及軍衛有司。周<sup>77</sup>[用]糧浩大。乞於京庫関閩綿布十万疋・生絹十万疋。差人運赴陝西布政司官庫。收貯助給。從之。

(20) 同右, 卷51, 正統4年2月己未

河南河南府宜陽県奏。洛水流経本県。毎年霖潦泛漲。至是尤甚。滄没禾稼。人民艱食。該徵秋糧三万三千九百九十余石。乞以三分之一。如永樂中例。折取關白綿布。運赴陝西布政司備辺。從之。

(21) 同右, 卷58, 正統4年8月丁亥

巡撫河南・山西行在兵部右侍郎于謙奏。河南天旱民飢。夏稅應運臨清并兌軍改撥者六十余万石。乞以三分為率。二分析布。每米一石。折關綿布一疋。運赴陝西。以備辺用。……從之。

(22) 同右, 卷82, 正統6年8月己巳・丁亥。

(23) 同右, 卷134, 正統10年10月壬寅

命河南所属附近陝西州県。該年存留糧内。撥一万六千五百余石。折徵綿花一十六万余斤。運至陝西布政司。給軍士卒歲之需。

(24) 同右, 卷98, 正統7年11月辛酉

參贊甘肅軍務都察院右僉都御史程富奏。旧制守城軍。給冬衣布花。下屯者不給。今陝西屯軍。調甘肅備禦。不給布花。彼將何所取給。乞照守城事例給与。上曰。甘肅極辺之地。備禦又役之重者。有司其即給之。毋吝。

- (25) 同右, 卷250, 景泰6年2月丁丑

戸部尚書張鳳等奏。今年応賞軍士冬衣布花。……其陝西都司・行都司所属衛所。該用綿布四十万匹・綿花二十五万斤。先儘本處官有先〔見〕在支用。仍於河南布政司今年稅糧內。折布二十万疋。價運赴彼。收貯備給。復有不敷。欲如例。綿布每疋。折鈔五錠。綿花一斤。折鈔二貫。從〔給〕之。……庶不臨期誤事。從之。

- (26) 倪岳『青谿漫藁』卷13「論西北備邊事宜疏」

其五。……今閩陝所需。皆山西・河南所給。而三方之地。俱近黃河。其間雖有三門・析津・龍門之險。然昔漢唐糧餉。由此而通。即今塩船・木筏。往來無滯。且以今戸部所計山西米豆。必令運貯榆林及保德州縣諸倉。河南米豆。必令運貯潼關衛及陝州諸倉。其諸州衛。地皆瀕河。可通舟楫。

- (27) 乾隆『孟県志』卷4上, 田賦, 物産

服物則棉花。貨則白布。……蓋在昔每布寬一尺二寸。長至三丈八尺以上。俱經官為標發杖杆。如式織。就布面大書官機白布。登私交易。并無欺惑。以故孟布馳名。自陝甘以辺牆一帶。遠商雲集。每日城鎮市集。收布特多。

民国『孟県志』卷8, 社会, 工業

棉織業。孟地梭布。昔年行銷頗広。遠至陝甘一帶。行軍帳棚。多喜用孟布。以其緻密。而能隔雨。惟不甚精巧。故有毛辺免耳朵。才是孟県貨之謠。

これらの史料を用いた先行研究として北村敬直「清初における河南省孟県の綿布について」小野和子編『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所, 1983年、拙書『清代の市場構造と経済政策』第10章「清代華北内陸部の市場構造と教民紡織」, 名古屋大学出版会, 2002年などがある。

- (28) 『大明太宗実録』卷250, 永楽20年8月己亥。

- (29) 『大明宣宗実録』卷58, 宣徳4年9月戊申。

- (30) 『大明孝宗実録』卷170, 弘治14年正月戊寅

巡撫直隸蘇松等處都察院都御史彭礼奏。近奉旨。太倉州織造上供洗白布六千匹。

臣等窃見。此州新立。又糧役累重。一旦有此科派。小民訴告不已。因量為処置。官佃織完。此後伏乞明詔有司。就行停止。

(31) 『大明英宗實録』 卷28, 正統2年3月乙巳

山東左參政王哲奏。登州府每歲轉運綿布。赴遼東都司。給賜軍士。比至収受官員。故称紕薄短窄。責令轉運之人陪償。以此破家者衆。請勅遼東都司。每歲委官一員。同布政司委官。預赴登州府驗視。中度者方行轉運。上從之。仍勅巡撫遼東左副都御史李濬監収。以革其弊 [弊]。

(32) 前註 (27) 北村, 531 頁。

(33) 『大明宣宗實録』 卷70, 宣德5年9月戊申

行在戸部奏。……又山東運司信陽等場。所積之塩亦多。自今塩課每引。折収闊綿布一匹。令運送登州官庫。以備遼東之用。上曰。此亦變通之法。但恐折布竈丁難辦。其移文山東布政司計議。若於民無損。則可行。

(34) 同右, 卷74, 宣德5年閏12月丁未

上御奉天門。諭。……其宣德三年以前。民欠糧稅。悉令折収鈔與布絹。爾戸部定議。務得其中。無虧於民。戸部議。以十分為率。三分折闊布。三分折闊絹。四分折鈔。上曰。如此雖善。但布絹闊幅者。亦難得。宜只隨民間所常用者。依時佃収之。則民易辦。庶幾民受實惠。

(35) 同右, 卷90, 宣德7年5月丙戌

成国公朱勇奏。……其四。万全都司所属懷來・永寧・隆慶左右等衛旗軍。家小月糧。永樂間。於在京及昌平等處闕。請依旧例。今年自九月収成之後。至十二月。宣府等衛所軍士月糧。乞以其半折闊布。不為常例。

(36) 前註 (19)。

(37) 『大明英宗實録』 卷47, 正統3年10月丁丑

河南河南府奏。本府比年水災。逋負存留糧米一十四万七千八百石。類皆貧難小戸及逃移復業之人。徵納艱難。乞折納闊布。運赴陝西布政司。以備辺軍支用。從之。

- (38) 前註 (20)。
- (39) 『大明英宗實錄』卷60, 正統4年10月戊戌  
山西太原府平定州奏。本州歲旱傷稼。逃民復業。未成家者一百九十餘戶糧。乞以闊布代之。未復業者七百六十五戶糧。乞皆停免。庶甦民困。上悉從所請。
- (40) 同右, 卷67, 正統5年5月壬子  
山東濟南府所屬州縣各奏。連年災傷。乞將無徵夏稅。抵輸布鈔事。下行在戶部議。每小麦一石二斗。徵闊白綿布一疋。解儲京庫。從之。
- (41) 註 (17)。
- (42) 『大明宣宗實錄』卷91, 宣德7年6月戊子  
直隸蘇州府知府況鍾言。……又言。工部近徵闊三梭布八百疋。浙江布政司凡十有一府。民糧二百六十餘萬。所出不過百疋。蘇州一府。獨七百疋。其餘徵科不均。往往類此。乞繼今。凡有科徵。或以民糧。或以戶口為度。庶幾多寡適均。公務易集。人民可甦。……悉從之。
- (43) 『大明英宗實錄』卷288, 天順2年閏2月己卯  
秦世子公錫奏。臣宮中及下人所用紗羅·段匹·三梭布·夏布。本處無人織造。欲令人前去蘇杭易買。回府給用。從之。
- (44) 同右, 卷197, 景泰元年10月戊寅。
- (45) 同右, 卷243, 景泰5年7月戊辰  
以甲字庫所貯三梭布。折在京八月文武官俸。每布以 [一] 疋。抵絹一疋給之。
- (46) 『大明武宗實錄』卷41, 正德3年8月戊辰  
太監李榮奏。內府甲子 [字] 庫收貯闊白三梭布。旧賞內官·內使用之。
- (47) 『大明英宗實錄』卷67, 正統5年5月庚申  
命直隸松江府華亭·上海二縣。今年折糧大三梭布五萬九千七百三十二疋免徵。第徵中等三梭布二萬疋。每疋折糧二石。其餘折徵闊白綿布。以其民困于水災故也。
- (48) 『大明憲宗實錄』卷129, 成化10年6月甲戌  
戶部奏。山東登萊二府夏稅折鈔。宜如濟南等四府例。折銀送京。俟本部運送遼

## 明代北辺兵站と華北綿業

東備用。従之。

(49) 同右, 卷255, 成化20年8月甲子

巡撫陝西右副都御史鄭〔時〕奏。乞將陝西成化十九年以前逋負稅糧。該起運者。每石折銀三錢。存留者。每石折銀二錢五分。或折闊布一疋。従之。

(50) 『大明孝宗實錄』 卷39, 弘治3年6月甲申

戸部請。以太倉銀五万両有奇。給陝西辺軍。准冬衣布花并月糧。従之。

(51) 前註 (18) 西嶋, 882頁。

(52) 拙書『環渤海交易圏の形成と変容』東方書店, 2009年。